

# 長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和2年(2020年)4月28日

## 第1 監査の請求

### 1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

4名

(2) 請求人代理人

2名

### 2 請求書の提出

請求書は令和2年(2020年)2月27日付けで提出され、同年2月28日に受け付けた。

### 3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

「令和元年度社会資本整備総合交付金(除雪)、県単道路橋梁維持(除雪)業務」の「信濃町ブロック除雪散布20工区」(以下「本件契約」という。)に関し、受託業者「A社」(以下「本件受託業者」という。)の業務実施体制について複数の問題点があるにもかかわらず、本件受託業者を特別扱いし、取るべき措置をとらずに本件契約を継続し、委託料金を支出している。

本件受託業者の業務実施体制からすると、本件契約は解除すべきものであり、契約を継続していることにより支出している委託料金は支払うべきものではない。

よって、本件契約を解除し、すでに支払い済の委託料金について返還させるための必要な措置を講ずることを求める。

(2) 請求書添付の事実証明書

- 甲第1号証 除雪等業務委託契約書
- 甲第2号証 除雪業務委託の概要
- 甲第3号証 除雪業務委託に係る入札心得
- 甲第4号証 除雪業務特記仕様書
- 甲第5号証 除雪業務実施要領
- 甲第6号証 除雪機械の変更について
- 甲第7号証 入札公告及び閲覧設計書
- 甲第8号証 その他除雪契約関連文書
- 甲第9号証 除雪ドーザ写真(11月30日)
- 甲第10号証 除雪散布20工区ルート調査結果
- 甲第11号証 長野県建設部技術管理室長あて質問書

- 甲第12号証 甲第11号証に対する長野県の回答文書
- 甲第13号証 判決文（長野地裁平成23年8月9日）
- 甲第14号証 除雪機械管理費等一覧表
- 甲第15号証 車検証1
- 甲第16号証 車検証2
- 甲第17号証 車検証3
- 甲第18号証 除雪機械の売却（新潟県）
- 甲第19号証 緊急自動車等について

#### 4 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年2月28日付けで受理した。

#### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項<sup>\*</sup>の規定により、請求人に対し、令和2年3月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。（<sup>\*</sup> 令和2年4月1日からは自治法第242条第7項による。）

同日、請求人代理人のうち1名及び請求人のうち1名が陳述を行い、請求人から補充書面が提出された。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

長野建設事務所が本件受託業者と締結した本件契約について、請求人が求める本件契約に解除理由が存在するのか、存在する場合は支払い済みの委託料金の取扱いをいかにするか判断するため、本件契約の締結から業務実施状況及び支払い状況までを監査の対象とした。

#### 2 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和2年3月31日付けで宮本衡司監査委員が退任し、後任として同年4月1日付けで丸山栄一監査委員が就任し、監査を実施した。

#### 3 監査対象機関

長野建設事務所を監査対象機関とした。

#### 4 監査対象機関の陳述

長野建設事務所からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和2年3月18日にあった。

#### 5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和2年3月19日付けで長野建設事務所の陳述に対する意見を求めたところ、請求人からは3月26日の陳述の際に補充書面の提出があった。

## 6 監査対象機関の監査

自治法第 242 条第 4 項\*の規定により、長野建設事務所に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和 2 年 3 月 10 日及び 11 日に事務局職員による関係書類の調査及び職員からの聴き取り調査、同年 4 月 8 日に監査委員による監査を実施した。

(※ 令和 2 年 4 月 1 日からは自治法第 242 条第 5 項による。)

## 第 3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに請求人の陳述及び長野建設事務所の監査の結果、次に掲げる事実を確認した。

### 1 本件契約に至る経過

年 月 日	内 容
令和元年 9 月 26 日	入札公告
令和元年 9 月 26 日から 10 月 4 日まで	質問書の受付 (本件契約の対象工区に関する質問はなかった。)
令和元年 9 月 26 日から 10 月 10 日まで	受託希望工区及び受託資格要件審査書類の提出 (審査書類では、持込機械の車検証(写)の提出を求めている。)
令和元年 10 月 30 日	一般競争入札(2者同額のため、くじ引きにより落札者決定)
令和元年 11 月 5 日まで	オペレーター配置計画書及び持込機械車検証(写)提出期限
令和元年 11 月 5 日	契約締結 (契約期間：令和元年 11 月 5 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)
令和元年 11 月 19 日	除雪業務説明会にて契約書を受託業者に交付

### 2 本件契約における使用機械

#### (1) 長野建設事務所貸与機械

除雪ドーザ

ロータリ除雪車

#### (2) 本件受託業者持込機械

No. 1 除雪ドーザ

NO. 2 除雪ドーザ

NO. 3 除雪ドーザ

NO. 4 除雪ドーザ

NO. 5 ロータリ除雪車

NO. 6 凍結防止剤散布車

### 3 委託料支払状況

11月分	令和2年2月14日支払
12月分	令和2年3月11日支払
1月分	令和2年3月30日支払
2月分	令和2年4月27日支払
3月分	令和2年4月27日支払

### 4 本件受託業者持込機械の現車確認

信濃町の他の除雪業者から、本件契約に使用する本件受託業者持込機械について現車確認を行うよう要望があったため、令和元年11月14日に実施し、持込機械NO.5以外を確認した。

なお、持込機械NO.5は車検中で現車確認できなかったため、11月20日に改めて確認を実施した。

### 5 長野建設事務所に対する問題提起とその対応

長野県建設部技術管理室長あてに「信濃町地区における除雪の実態とそれに関わるお願い」と題する文書が提出された。(請求人提出甲第11号証。以下「甲第11号証」という。)

この文書は、差出人として信濃会役員一同、JV推進委員一同と記載されており、氏名と日付の記載はなかった。

なお、この文書を長野建設事務所が受け取ったのは、令和2年1月9日であった。

この文書に記載されている問題点と監査請求における請求人の主張する問題点(以下「監査請求問題点」という。)及びそれらに対する長野建設事務所の対応は以下のとおりである。

#### (1) 本件受託業者持込機械 No. 1 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証及び監査請求問題点において、設計書と異なる規格の機械であり契約単価が異なる旨が問題提起されている。

これに対しては、令和2年1月22日に本件受託業者から使用機械変更協議書の提出があり、2月5日に令和元年11月分から変更後の単価を適用する内容の変更契約が締結されている。

使用機械変更について未協議の状態での稼働日数は、延べ10日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり改善され、変更契約が締結されている。

このため、委託料の支払いは変更契約後の単価で支払われていた。

#### (2) 本件受託業者持込機械 NO. 2 除雪ドーザ

この機械については、甲第11号証及び監査請求問題点において、車幅灯が未整備である旨が問題提起されている。

これに対しては、令和2年1月15日に協議書により指導を行い、本件受託業者から1月17日に協議書指導事項に対する報告書の提出、1月20日に車幅灯整備後の写真を添付した整備完了報告書が提出された。

車幅灯の未整備については、本件受託業者から、塗装の際に一旦車幅灯を外し、装着することを忘れていた、との回答が長野建設事務所にあった。

車幅灯が未整備の状態での稼働日数は、延べ7日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記指導の結果、車幅灯の整備を確認している。

(3) 本件受託業者持込機械 NO. 3 除雪ドーザ

この機械については、甲第 11 号証において、他県登録の自動車登録票（以下「県外ナンバー」という。）であり長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ道路維持作業用自動車の届出がない旨が問題提起されている。

この点については、令和 2 年 1 月 15 日に協議書により指導し、本件受託業者から 1 月 17 日に協議書指導事項に対する報告書、1 月 22 日に使用機械変更協議書の提出があり、1 月 27 日に公安委員会に道路維持作業用自動車として届出がされた。そして、2 月 5 日に変更契約が締結されている。

公安委員会への未届出の状態での稼働日数は、延べ 4 日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり指導後に改善され、変更契約が締結されている。

(4) 本件受託業者持込機械 NO. 4 除雪ドーザ

この機械については、甲第 11 号証では 1 人乗りではないか、加えて監査請求問題点において、除雪作業を 1 人で行っている旨が問題提起されている。

この点については、車検証の乗車定員は 2 名であることを確認している。

除雪作業を 1 人で行っている旨の問題提起については、日報や写真では 1 人で作業している事実の確認はできなかった。

また、長野建設事務所は令和 2 年 1 月 27 日及び 2 月 5 日に信濃町ブロックの夜間パトロールを実施したが、NO. 4 の持込機械の確認はできなかった。

なお、長野建設事務所は問題提起を受けた後に、本件受託業者に口頭で 1 人での作業がなかったことを確認したうえで、除雪作業は必ず 2 人で行うことを伝えている。

(5) 本件受託業者持込機械 NO. 5 ロータリ除雪車

この機械については、甲第 11 号証では県外ナンバーであり公安委員会へ道路維持作業用自動車の届出がない、加えて監査請求問題点においては、本件契約開始時点で車検中であるため、未配備状態であるという旨が問題提起されている。

県外ナンバーであることについては、令和 2 年 1 月 15 日に協議書により指導し、本件受託業者から 1 月 17 日に協議書指導事項に対する報告書の提出、2 月 5 日に使用機械変更協議書の提出及び公安委員会への道路維持作業用自動車としての届出が行われ、変更契約が締結されている。

公安委員会への未届出の状態での稼働日数は、延べ 4 日あった。

長野建設事務所は当初問題点を把握していなかったが、上記のとおり指導後に改善され、変更契約が締結されている。

なお、当該機械については、長野建設事務所ですら上記 4 に記載のとおり、令和元年 11 月 20 日に現車確認を行っている。

## 6 本件契約における発注者の契約解除条項

本件契約における発注者の解除権については、以下のとおり本件契約書に記載されている。

## 契約書第 15 条（発注者の解除権）

発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 出勤基準に達した場合、また達すると予想される場合に、その責に帰すべき理由により、速やかな除雪業務の遂行が行われないうとき、又は概ね通勤通学時間帯までに除雪業務を完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) （削除）
- (3) 上記に掲げるもののほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が、第 17 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) （略）

## 7 除雪業務委託に関する各種書面の記載事項

### (1) 除雪業務委託の概要

「7 契約等」において、「発注時に計上されている除雪機械と機種又は規格が異なる機械を使用する場合、発注機関の長が除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認めるときは、当初契約機械及び当初契約単価を変更する。ただし、除雪機械の台数の変更は認めないものとする。」との記載がある。

### (2) 除雪業務における委託契約要領

「(対象業務の実施) 第 2 第 2 項」において、「対象業務を実施するために必要な持込機械及び貸付機械は、発注工区ごとに除雪業務設計書に明示されたものとするが、持込機械については、発注時に計上されている除雪機械と実際に使用する機械の機種又は規格が異なる場合は、発注者と受託者の協議により変更契約の対象とする。」との記載がある。

### (3) 除雪業務委託に係る入札心得

「(除雪機械の変更) 第 12 条」において、「実際に使用する除雪機械の機種又は規格が発注時に計上されている機械と異なる場合は、使用機械変更協議書により協議するものとします。変更協議書による機械で除雪業務実施要領に定められた作業が遵守できると発注機関の長が認めるときは、使用機械及び単価について変更契約を締結します。なお、変更契約単価は、当初契約単価に発注時計上機械の設計単価と実際に使用する機械の設計単価の比率を乗じ、100円未満を切り捨てた額とします。」との記載がある。

### (4) 除雪業務特記仕様書

「(一般事項) 第 2 条第 7 項」において、「受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。」「第 2 条第 10 項」において、「本仕様書及び除雪業務実施要領に基づく適正な業務が遂行されない等、発注者が受注者に対して指導すべき事項があった場合は、文書（協議書、監督日誌等）にて指導を行うものとする。1 回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、文書（協議書、監督日誌等）にて再度指導を行うものとする。2 回目の指導事項が速やかにまたは次の除雪作業までに改善されない場合は、「改善指示書」により指示するものとする。また、事前に文書（協議書、監督日誌等）による指導を行っていない場合であっても、受注者の

過失による事故等重大な事項については、「改善指示書」により指示するものとする。」「(使用機械)第5条第5項」において、「持込機械を変更しようとする場合は、監督員に協議するものとする。」との記載がある。

#### (5) 除雪業務実施要領

「1 共通事項 第2」において、「除雪、散布作業は、運転者及び助手（または作業員）の2名で行うこと。除雪機械等が一人乗りの場合は、助手はライトバン等により先導し、除雪作業中の安全管理を行うこと。」との記載がある。

### 8 除雪機械の車検について

委託契約期間中に持込機械の車検時期が到来している事例は、長野建設事務所管内で過去から複数台あった。

令和元年度の信濃町ブロックの他工区においても契約期間中（令和元年11月5日から令和2年3月31日まで）に車検時期が到来しており、車検証（写）が11月14日に提出されているものがあった。

### 9 県外ナンバー機械について

除雪用機械は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第14条の2により、道路維持作業用自動車として公安委員会に届け出ることになっている。公安委員会によると、届出には、道路管理者以外の場合は、道路管理者との委託契約書の写しを提出する必要がある。

しかし、長野建設事務所は、公安委員会への届出を契約要件で定めておらず、契約前にオペレーター配置計画書及び持込機械車検証（写）の提出を求めているだけで、公安委員会の届出確認証の提出までは求めていなかった。この理由について、長野建設事務所は公安委員会への届出についての認識が不足していたとしている。

平成26年度から令和元年度までの長野建設事務所管内の除雪業務委託契約を調査したところ、県外ナンバー車両で当初契約を締結していたものが本件契約を除き12台あった。

## 第4 監査の結果

### 1 監査の観点

除雪業務委託の制度を踏まえ、除雪機械配備の状況、本件受託業者への指導及び改善状況を確認し、判断することとした。

### 2 判断

上記第3のとおり確認した事実関係を総合し、上記1の監査の観点を踏まえて、次のとおり判断する。

#### (1) 本件受託業者持込機械 No. 1 除雪ドーザ

上記第3の7(1)、(2)及び(3)から、機械の変更は想定されていると考えられる。

#### (2) 本件受託業者持込機械 NO. 2 除雪ドーザ

長野建設事務所は、令和元年11月14日に現車確認を行っている。その際の記録には車幅灯の

有無については触れられていないものの、上記第3の5(2)に記載のとおり指導後に改善されている。

(3) 本件受託業者持込機械 NO. 3 除雪ドーザ

上記第3の5(3)に記載のとおり指導後に改善されている。

(4) 本件受託業者持込機械 NO. 4 除雪ドーザ

長野建設事務所では1人で作業を実施している事実を確認することはできなかった。

(5) 本件受託業者持込機械 NO. 5 ロータリ除雪車

上記第3の5(5)に記載のとおり指導後に改善されている。

なお、車検期間中は機械が未配備であるとの請求人の問題提起については、車検による除雪機械の一時的な未配備の場合も想定されることである。

請求人は、契約開始初日に車検により現地に機械が未配備であることを問題視していると解されるが、機械によっては、契約期間中に車検の時期が到来することが想定されるため、車検中の除雪機械については、上記第3の7(4)の(一般事項)第2条第7項の「受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。」により対応すべきものとする。

(6) 本件契約において契約の目的が達成されているか否かについて

長野建設事務所によると、給付完了検査に合格しており、契約の目的である除雪は達成されていた。また、住民から除雪が行われていないという苦情はなかった。

以上から、契約の目的は達成されていたと判断する。

(7) まとめ

本件契約は、上記第3の7(4)の除雪業務特記仕様書第2条第10項に基づき、本件受託業者への指導を行い、その結果改善されていること及び除雪は目的どおり実施されていることから、上記第3の6の発注者の解除権のいずれにも該当しないため契約解除するには至らないと判断する。

また、本件契約の履行に伴う支払い済の委託料については、変更契約後の単価で支払われており、過大な支出はなかったと判断する。

### 3 結論

前記2において検討した結果、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がないと認め、これを棄却する。

### 4 付言

問題提起を受けてからの長野建設事務所の対応は必ずしも遅いとは言えないが、契約締結日(11月5日)からすると、相当の期間を要した。従って、受託業者持込機械の状況を適時適切に把握する必要があると考える。

また、道路管理者以外の道路維持作業用自動車については、県外ナンバー機械の使用の本拠の位置の変更などを行う場合は、公安委員会への届出が必要であり、その際に道路管理者との委託契約書の写しを提出しなければならないとされている。長野建設事務所が令和元年11月19日に

契約書を交付していることから、契約開始日（11月5日）に公安委員会へ届出済の機械を配備することは時間的に困難であり、除雪業務受託業者における道路維持作業用自動車の届出に必要な期間を確保するなどの対応が必要であると考えます。

よって、以下のとおり付言する。

上記課題等の改善を図るため、全県の除雪業務委託の執行状況を踏まえ、除雪業務委託制度を再検討する必要があると考えます。